

## 熊本地震で斜面崩壊が多発している立野地域 立野ダム建設はきっぱり中止し河川改修による治水を！

9月1日の一般質問で、なすまどか議員は、白川上流・阿蘇立野地区に国が建設を予定している立野ダムについて質問を行いました。

ダム本体への地震や断層の影響について、あまりにもずさんな国の検証を鵜呑みにするのではなく、第三者による検証を行うよう国に求めることや、ダム津波の危険性への認識などを質し、中止を表明するよう大西市長に求め



ました。市長からは「流域住民の不安もあることから国に説明を求める」との答弁にとどまり、内容についての突っ込んだ答弁はありませんでした。

## わずか3回の検証 国交省関係者多数の技術委員会 詳細な調査なしの「ダムは大丈夫」を鵜呑みにできません！

国交省関係者が多数を占める技術委員会は、熊本地震後、わずか3回の検証会議（うち1回は現地調査）を行い、ダム建設容認の結論を出しました。ダム

近隣の断層について、詳細な調査も実施しないままに、問題なしとの判断を下した技術委員会の結論を鵜呑みにすることはできません。

## ダム満水時に大規模な斜面崩壊が起きたら… ダム津波の危険性は全く検証されず

今回の地震により、改めてダム津波の危険性が浮き彫りになりました。ダム建設予定地の左岸では、杉山の崩落が発生していたほか、試験湛水時や大規模洪水時に水がたまる上流兩岸も斜面崩壊が至る所で発生していました。満水時に大規模な斜面崩壊が起これば、ダム津波が発生し、下流に大きな被害が発生する危険があります。しかし、国はダム津波の検証すらしていません。



建設予定地には杉山の崩落



ダム上流の水面となる地域も兩岸が崩れていました

【控室から】  
「議会の質問」は誰のため？

上野 みえこ

9月議会の予算決算総括質疑に、久しぶりに北口和皇議員が立ちました。食肉センター移転にかかわり、契約の場で暴言を発し、「パワハラ」と告発され、昨年11月に市議会の全会一致で「辞職勧告」が議決されました。

その後、北口議員の言動は、政治倫理に違反すると、市民の審査請求署名が集められ、2016年12月から、政治倫理条例違反を問う審議が行われてきました。今年8月の審査会では、本人の弁明も行われ、あとは審査結果を待つばかりです。この政治倫理審査会と平行する形で、市の「不当要求行為等防止会議」でも職員に対する議員の圧力的な行為について調査が行われ、対象となる議員の弁明書提出期限が間近に迫っています。

そういう中で、議会の辞職勧告に反省もなく、予算決算委員会の審議案件にそぐわない、自分の行為を正当化するような質問をするのは、まさに議員としての在り方が問われる問題です。議会の質問は、市民のために、市民生活の向上と市政のよりよい改革のためにこそあります。それを忘れたとき、議員としての資格なしと言えるのではないのでしょうか。



日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団  
上野みえこ なすまどか 山部ひろし

NO. 1014  
2016年9月118日  
電話 328-2656  
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp  
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

熊本市中央区手取本町1-1 3階

## 自宅を失った被災者の生活環境の改善を要望 仮設住宅等入居者へ倉庫の設置を！

日本共産党は、被災者への聞き取りアンケートを行っています。仮設住宅入居者の方からは、「ひさしが短く暑い」「スペースが狭く家具が置けない」「虫が大量に発生している」など、様々な声が寄せられています。そのなかでも、多くの入居者から寄せられた要望が「倉庫を設置してほしい」というものです。

「家は住むことができなくなったが、家財道具は使える状態で残っている。狭い仮設住宅には持ち込めないし、解体工事まで運び出さなければならない。

## 市営住宅への入居者に対し、期間延長と優先入居を！

震災後、被災者の受け入れを行ってきた市営住宅ですが、入居期間については最大1年間となっています。しかし、家屋の解体も1年以上先となるなど様々な事情で次の住まいを確保できないケースも発生します。

一般質問では、入居期間の延



処分すれば仮設を出る際に買なおさなければならず、負担も大きい。倉庫があれば助かる」というものです。

一般質問では、仮設住宅への倉庫の設置や、民間のレンタル倉庫のリース費用の助成制度など創設し、支援強化を求めました。

長とともに、希望する被災者には市営住宅への優先入居を認めるよう求めました。

市からは、「延長については県とも協議し、検討する。優先入居については、住宅が滅失した場合は、特定入居が可能であり、案内を行う。」との答弁がありました。

## みなし仮設や市営住宅にもにもエアコンを！

今年の夏は、猛暑が続き、7月には熱中症により緊急搬送された方の割合が、日本で最も多かった熊本県。熱中症の4割が屋内の居住スペースで発症しています。

こうしたなかで、東区や南区で整備された仮設住宅には、国が定めた基準により、エアコンは標準装備となっています。しかし、みなし仮設（民間住宅の借り上げ）や市

営住宅に入居された方には、自己負担での設置となっています。

同じ住宅を失った被災者なのに、入居先によって生活環境の差が生まれることは許されません。

国に対して基準の見直しを行い、みなし仮設や市営住宅へのエアコンの設置を認めるよう求めました。

## 市民病院での障がい児の通所受け入れの取り組みを！

地震で、大きな被害を受けた市民病院。外来など一部再開したものの、病院機能の大半が失われています。看護師など多くの医療スタッフも、他都市の病院への派遣や市役所での業務あたるなど、再開に向け様々な場所で頑張っておられます。

こうしたなか、震災直後から6月まで行われていた障がい児の通所受け入れの取組

みを求める声が、障がい児の家族や病院職員からも寄せられました。

周産期医療の現場で培った専門性を活かし、重度の心身障害児の通所受け入れの取組を行えば、医療スタッフの雇用の維持、子どもの療育、家族の負担軽減につながります。

市民病院にしかできない取組みとして、実践が求められます。